

2018年8月26日発行

(通知) 2018年理事選挙について

日本医療安全学会 理事長

(1) 理事の改選について

一般社団法人関連法規に従って、理事は2年ごとに改選することが義務付けられており、本会の理事は2018年12月31日をもって全員任期満了となる。そこで、2019年1月1日～2020年12月31日における次期理事を2018年度内までに確定することが必要があります。なお、理事改選の内規は以下を参照してください。

http://www.jpscs.org/Rule/naiki_election_exec.pdf

(2) 理事改選の手順は以下です。

2-1) 現理事の次期理事への継続希望届： 提出期間 2018年8月7日～9月9日

現在、郵便物にて希望調査中です。

2-2) 新たな理事としての立候補届： 提出期間 2018年10月1日～10月31日

新たに理事立候補する方法は上記の内規を参照してください。

立候補する時点で本会の代議員であること。2019年1月1日からの次期代議員を新たに募集中です。

<http://www.jpscs.org/election/election2018.pdf>

本会では代議員が社員であり、法により社員登録(=代議員登録)は無審査となる。

2-3) 総ての理事候補者に対する信任投票： 提出期間 2018年11月1日～11月30日

選挙人： 2019年1月1日からの次期代議員

被選挙人： 2-1)および2-2)において届け出たすべての理事候補者

投票方法： 郵便投票または電子投票。

定款21条により、選挙人は候補者ごとに賛否を表明する。有効投票総数の過半数を超える賛同を得た候補者が次期理事となる。

本選挙では選挙管理委員会を設置します。

2-4) 2019年からの理事長の選挙

法に従って、2019年2月9日に開催する定例理事会での互選となる。

以上